

令和5年4月12日

各高齢者施設等管理者 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課長

**医療提供体制の確保状況等に関する調査（「サービス提供体制確保事業補助金（かかり増し経費補助金）」要件確認のための調査）について（依頼）**

日頃より、本市の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、別添「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日厚生労働省事務連絡）により、市内各高齢者入所施設あて下記のとおり調査を実施することになりました。

つきましては、貴施設の状況を確認の上、御回答いただきますようお願いいたします。

記

**1 調査の趣旨及び内容**

上記事務連絡「5. 高齢者施設等における対応」（p.24）に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後においても、引き続き医師による往診等の医療支援が行われるとともに、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制とすることが必要とされております。こうした中で、新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の可否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保等ができているかを確認するため、別紙の調査票により調査を実施します。

なお、本調査は「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」における「感染症対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助にあたっての要件確認も兼ねております。位置づけ変更後の上記補助については、本調査の回答時点で全ての要件を満たしていた施設のみ補助対象とすることとされておりますので、御承知おきください。

**2 調査対象施設**

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

### 3 提出期限

令和5年4月28日（金）《厳守》

### 4 回答方法

次のいずれかの方法で登録サイトにアクセスして、回答を入力してください。

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mX9C/253620>

(2) スマホ等で右記のコードを読み取り



### 5 その他

介護老人福祉施設において短期入所生活介護（併設型、空床型のいずれか若しくは両方）又は、介護老人保健施設等において短期入所療養介護を実施している場合については、本体施設としての回答のみ提出してください。本体施設と短期入所生活介護（短期入所療養介護）で回答内容が異なる場合には、それぞれの施設としての回答を提出してください。

#### 【問合せ先】

(アンケートに関すること)

介護保険課指導係 959-3087

(介護サービス事業所等のサービス提供体制

確保事業補助金に関すること)

介護保険課施設指定係 972-2539

(医療体制に関すること)

新型コロナウイルス感染症対策室 972-4389